＜弁護士によるいじめ予防教室＞

１　実施日　　令和２年１１月２０日(金)　５限

２　対　象　　３年・４年・４年

３　講　師　　のと法律事務所　小蕎　秀臣　弁護士

４　児童の感想(一部抜粋)

　・じぶんがされていやなことは人にはしないことを当たり前にしたい。

　・身近でやっていることが意外といじめの可能性があることが分かったので気をつけたい。

　・色々な場面から、色々な立場でいじめについて考えることができた。

　・いじめられたら、親や親しい友達に話してみようと思った。

　・暴力を振るわれることがいじめだと思っていたが、いやな思いをしたらそれはいじめの初期段階であると分かった。

　・無視されたらそれはいじめである。

　・やられた相手がいやだと思ったら、それはいじめであると分かった。

　・少しのことで相手が傷ついてしまうのだと思った。

・わざとじゃなくても相手を傷つけないようにしたい。

・みんなが笑うと調子にのって一緒に笑ってしまうことがあるけど、気をつけたい。

・人の気持ちを考えて行動したい。

・いやなことは、「いやだ。」と言えるようにしたい。

・いじめている人を見たら止めたい。

・人の心を大切にすること、「いやだ。」ということが大事だと学んだ。

５　校長所感

　　　　色々な事例を通して、子ども達はいろいろな場面でいじめが起きていることを知り、自分たちの身近なところで起きていることが、いじめの可能性があるということに気づくことができたようです。いじめられている人、いじめている人、いじめを見ている人、それぞれの立場からできることを考えることができたと思います。また、「いじめ」とは、暴力を振るわれることだけがいじめではなく、相手がいやな思いをしたらそれはいじめであり、言葉の暴力や無視もいじめに当たることにも気づくことができました。「自分がされていやなことは、相手にもしない」を当たり前にできるよう、日頃から相手の気持ちを思いやり、人の体や心の痛みが分かる心を育てていきたいと思います。また、子ども達が困ったことを日頃から相談できる人間関係を築き、いじめの未然防止、早期対応ができるようにしたいと思います。いじめについて深く考えることができた貴重な時間でした。小蕎弁護士様ありがとうございました。